

施策18 都市農業の推進

目的

- 対象** …… 農業者, 農地, 市民
- 意図** …… 安全でおいしい農産物を生産し, 市民がそれを消費することができる農地を保全する
市民が農業とふれあい, 都市農業への理解を深めることができる

施策と関連するSDGsの目標 (ゴール)



施策の方向

市内農業者が農業を継続できるように支援し, 新鮮な農産物の供給や農地の保全・活用を図るとともに, 地産地消や農業体験など, 多様な役割を有する都市農業を推進します。

施策のポイント

- 都市農業の振興と都市農地の活用・保全の推進
- 市内農業者の生産意欲向上及び地産地消の推進
- 市民が農とふれあう機会の創出
- 都市農地貸借円滑化法を活用した農地の保全と活用

基本的取組の体系

施策18 都市農業の推進

18-1 いきいきとした農業経営

18-2 農のある地域づくり

18-3 農地の保全・活用

重点

農業経営の支援

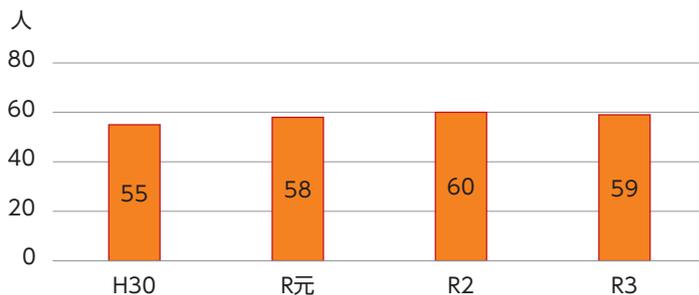
多様な農業体験の場づくり

5 都市農地の保全・活用

基本計画事業

- 近年の都市化の影響により、農家数は減少傾向で推移しており、令和2年では189戸、平成17年の309戸と比べて約4割（120戸）と大きく減少しています。その内訳をみると、販売農家¹が201戸から122戸と約4割（79戸）減、自給的農家²が108戸から67戸と同じく約4割（41戸）減となっています。
- 令和2年における基幹的農業従事者³の年齢構成をみると、最も多いのは70歳以上の84人（39.3%）、次いで60歳代の57人（26.8%）であり、これらを合わせた60歳以上が141人で全体の65.8%を占め、高齢化が顕著となっています。
- 都市農業の安定的な継続を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定されました。また、東京都では、平成29年5月に「東京農業振興プラン」が改定され、今後の東京農業の振興の方向が示されました。
- 市は、都市農業をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、市の農業振興に関する具体的取組を総合的かつ計画的に推進し、併せて良好な都市環境の形成に資するため、令和2年3月に「調布市農業振興計画」を策定しています。
- 同計画では、農家が持続的に多種多様な「豊かな農業」を営み、市民の「くらし」に彩りを与え、農家と市民が持続可能な農業の経営を目指し、「くらし彩る調布市農業～持続可能な農業を目指して～」を農業の将来像として掲げるとともに、その実現に向けて「いきいきとした農業経営」、「農のある地域づくり」、「農地の保全・活用」を基本方針の柱に据えています。
- 市内農業者の農業経営力の向上を図るため、市が認定した認定農業者等の農業経営に意欲のある農業者に対し、都市農業育成対策事業補助制度を活用した支援を実施しています。

<認定業者の人数>



<マルシェ ドゥ 調布>

- 多様な農業体験の場として、農業体験ファーム6園240区画の管理運営を支援しているほか、市民農園として市内の計14園713区画（令和4年9月30日現在）を市民に提供する等、市民が農業とふれあえる場の確保に努めています。
- 学校における食育の取組として、市内産農産物を活用した給食の提供や、学校農園、社会科見学等の授業で、農家の方から市内農産物について学ぶなどの取組を推進しているほか、新鮮で安全、安心な調布産の農産物を販売しているマインズ農業協同組合直売会等の支援や、マルシェの開催等により、地産地消を推進しています。
- 都市農地は、安全、安心で新鮮な農産物を供給する場であるだけでなく、災害時における避難場所となること、生活にうるおいとやすらぎを与え良好な住環境を形成すること、食育や環境教育の場となることなど、多面的な機能を有していることから、生産緑地制度の活用や東京都の都市農地保全支援プロジェクト

1 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。
 2 経営耕地面積が30a未満又は農産物販売金額が50万円未満の農家。
 3 自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

トを活用し、貴重な都市農地の保全・活用に取り組んでいます。現在、市は、防災兼用農業用井戸の設置等により、都市農地の持つ防災機能や、市民農園や農業体験ファーム等の開設によるレクリエーション機能などの発揮に取り組むとともに、学童農園の開設等、農のある地域づくりに取り組んでいます。こうした都市農地を継続的に保全するとともに、多面的な機能を最大限に発揮させる必要があります。

- 近年、農業従事者の減少や高齢化に歯止めがかからない状況が続く中、今後、担い手不足や高齢化によって営農が困難となる農家を支援する必要があります。平成30年に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が制定され、市街化区域内の農地のうち生産緑地の貸し借りが安心して行えるようになりました。引き続き、新規就農者や後継者等の新たな担い手に対し、引き続き補助制度の活用による経営支援等に取り組む必要があります。
- 関係機関との連携・協働の下、市内農産物が購入できる直売所等の利用促進に取り組むことで、市内農産物の消費拡大・認知度向上を図るとともに、市民農園や農業体験ファーム等の多様な農業体験の場の創出や各種イベントの開催等により、市民の農業への理解促進を図る必要があります。



基本的取組の内容

18-1 いきいきとした農業経営

◆計画的な都市農業の振興

調布市農業振興計画に基づき、都市農業をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、市の農業振興に関する具体的な取組を総合的かつ計画的に推進します。

◆農業経営の支援

認定農業者などの農業経営に意欲のある農業者が農業を継続できるよう、引き続き都市農業育成対策事業や都市農業経営力強化事業による支援に加え、未来に残す東京の農地プロジェクト等による農地の保全・活用の取組を通して農業経営を支援します。

◆環境保全型農業の推進

市民ニーズの高い安全・安心な農産物の生産・供給を進めるため、できるだけ農薬や化学肥料を使用しない環境に配慮した農業を促進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
認定農業者の人数	59人 (令和3年度)	70人 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	60				
事業名	農業経営の支援		区分	拡充	担当課
事業の概要	認定農業者などの農業経営に意欲ある農業者が農業を継続できるよう、農業施設整備や農業への支援を実施し、都市農業の経営力の強化を図ります。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興計画の推進 ○「都市農業育成対策事業」を活用した農業者への支援 ○「都市農業経営力強化事業」を活用した農業者への支援 ○環境保全型農業の推進 ○観光農園事業の支援 ○農業生産団体への支援 ○農業用水路しゅんせつ事業の支援 ○「未来に残す東京の農地プロジェクト」を活用した防災機能の強化、地域、環境に配慮した基盤整備支援（再掲） ○マルシェドゥ 調布の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興計画の見直し ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興計画の推進 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	18	24	18	18	

18-2 農のある地域づくり

◆市内農産物の直売の促進・「マルシェドゥ 調布」等の開催

市内農産物のPR、地産地消の取組を促進するため、調布駅周辺で「マルシェドゥ 調布」を開催し、農業を身近に感じる機会を創出します。

◆都市農業を生かした食育の推進

農作物の生産から収穫までの過程や、農業の大切さを体感してもらう学童農園やふれあい体験農園を実施するほか、学校における取組として市内農産物を取り入れた学校給食の提供や消費者と生産者の交流を通じた食育の推進等、都市農業を生かした食育を促進します。



< 調布市農産物直売所マップ >

◆多様な農業体験の場づくり

市民が農家の指導を受けながら、農作業を楽しむことができる体験ファームの拡充や、農作業を通じて自然に親しみながら生産の喜びを味わうことができる市民農園の確保等、市民が農業とふれあえる機会づくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
多様な農業体験の場 ¹ の新規開設数	1園 (令和3年度)	3園 (令和5(2023)～令和8(2026)年度の4箇年累計)

1 農業体験ファーム、市民農園、ふれあい体験農園、学童農園

基本計画事業

No.	61				
事業名	多様な農業体験の場づくり		区分	拡充	担当課
事業の概要	市民が農家の指導を受けながら農作業を楽しむことができる体験ファームの運営支援や、農作業を通じて自然に親しみながら生産の喜びを味わうことができる市民農園の運営など、市民が農業とふれあえる機会づくりを推進します。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	○市民農園の推進 ○農業体験ファームの推進 ○ふれあい体験農園の推進 ○学童農園の推進	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	16	15	15	15	



< 学童農園 >

18-3 農地の保全・活用

◆未来に残す東京の農地プロジェクトの推進

東京都が実施する「未来に残す東京の農地プロジェクト¹⁾」を活用し、農地が持つ防災や環境保全など農地の多面的機能を一層向上させるための基盤整備をはじめ、農業者等が行う農地保全の取組や、農業者等が所有する宅地等を農地に創出する取組などを支援し、農地の保全・創出・多面的機能の発揮に向けた取組を推進します。

◆都市農地の保全と多面的活用

都市農地を保全していくため、生産緑地制度や特定生産緑地制度の活用を促進するとともに、農業経営の支援や市民農園・農業体験ファーム等に取り組むことにより、都市農地の保全・活用に努めます。

◆都市農地貸借円滑化法の活用の促進

生産緑地の貸し借りがしやすくなる「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を活用し、生産緑地の貸借を促進することで、高齢化等により営農の継続が困難となった都市農地の保全に努めます。



< 生産緑地 >

1 東京都がこれまで実施してきた「都市農地保全支援プロジェクト」の後継事業として、既存メニューである農地が持つ防災や環境保全に配慮する基盤整備のほか、農業者が所有する宅地等を農地に創出するメニュー等が追加。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
貸借円滑化法の活用件数	9件 (令和3年度)	25件 (令和5(2023)～令和8 (2026)年度の4箇年累計)

基本計画事業

No.	62	重点5			
事業名	都市農地の保全・活用	区分	拡充	担当課	農政課
事業の概要	農地が持つ防災や環境保全などの多面的機能をより一層発揮させるとともに、都市農地の賃借を促進するなど、貴重な都市農地の保全・活用を図ります。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○「未来に残す東京の農地プロジェクト」を活用した防災機能の強化、地域、環境に配慮した基盤整備支援 ○農業振興計画の推進(再掲) ○市民農園の推進(再掲) ○農業体験ファームの推進(再掲) ○ふれあい体験農園の推進(再掲) ○学童農園の推進(再掲) ○都市農地貸借円滑化法の活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○農業振興計画の見直し(再掲) ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○農業振興計画の推進(再掲) ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	21	21	21	21	



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- デジタル化によりルート案内機能を備えた農産物直売所マップを活用し、農産物直売所の利用促進や、市内農産物のPR、地産地消の取組の促進を図ります。

共創のまちづくり

- 市民農園や農業体験ファーム等、市民が農とふれあう機会を創出し、農のある地域づくりを推進します。
- 市内農家等との連携による「マルシェドゥ 調布」の開催など、多様な主体と連携し、市内農産物の直売の促進やPRに取り組みます。

脱炭素社会の実現

- 脱炭素社会実現の観点から、農地がもつグリーンインフラとしての機能(環境保全機能)を活かすため、都市農地の保全に努めます。